行政事件訴訟法行政手続法

条文(抄)

(試験時間中に、この条文を適宜参照してよい。)

○行政事件訴訟法	○行政手続法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
•	•
•	
	•
	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
11	1

行政手続法

目次

第一章 総則(第一条—第四条

第二章 申請に対する処分(第五条―第十一条)

第三章 不利益処分

第一節 通則(第十二条—第十四条

第二節 聴聞(第十五条—第二十八条

第三節 弁明の機会の付与(第二十九条―第三十一条)

第四章 行政指導(第三十二条—第三十六条の二)

第四章の二 処分等の求め(第三十六条の三)

届出(第三十七条)

第六章 意見公募手続等(第三十八条—第四十五条)

第七章 補則 (第四十六条)

総則

章

(目的等)

第一条 この法律は、処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関 六条において同じ。)の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的と の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第四十 し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性(行政上

2 する事項について、他の法律に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。 処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関しこの法律に規定

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ

の規則 法令 (規程を含む。以下「規則」という。)をいう。 法律、法律に基づく命令(告示を含む。)、条例及び地方公共団体の執行機関

行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。

付与する処分(以下「許認可等」という。)を求める行為であって、当該行為に対して 行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を

四 不利益処分 行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに

> 義務を課し、 又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するも

めに法令上必要とされている手続としての処分 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、 時期等を明らかにするた

た者を名あて人としてされる処分 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をし

名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

した旨の届出があったことを理由としてされるもの 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅

行政機関 次に掲げる機関をいう。

宮内庁、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項若しくは第二 あって法律上独立に権限を行使することを認められた職員 規定する機関、会計検査院若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員で 項に規定する機関、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関

地方公共団体の機関(議会を除く。)

六 行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現 って処分に該当しないものをいう。 するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であ

七 届出 法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。) あって、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの(自己の期待する一定の 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為(申請に該当するものを除く。)で

命令等内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。

イ 令」という。) 又は規則 法律に基づく命令(処分の要件を定める告示を含む。次条第二項において単に「命

て判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。) 審査基準(申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従っ

その法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。) 処分基準(不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについて

し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき 行政指導指針(同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対

事項をいう。以下同じ。)

(選用隊夕

しない。 第三条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第四章の二までの規定は、適用

- 一 国会の両院若しくは一院又は議会の議決によってされる処分
- 二 裁判所若しくは裁判官の裁判により、又は裁判の執行としてされる処分
- を得た上でされるべきものとされている処分 三 国会の両院若しくは一院若しくは議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認
- 四 検査官会議で決すべきものとされている処分及び会計検査の際にされる行政指導
- **バデ女言算** 五 刑事事件に関する法令に基づいて検察官、検察事務官又は司法警察職員がする処分及
- みなされる者を含む。)、財務局長又は財務支局長がする処分及び行政指導を含む。)に基づいて証券取引等監視委員会、その職員(当該法令において準用する場合行政指導並びに金融商品取引の犯則事件に関する法令(他の法令において準用する場合で基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、収税官吏、税関長、税関職員又は徴税吏、国税又は地方税の犯則事件に関する法令(他の法令において準用する場合を含む。)がする処分及び、国税又は地方税の犯則事件に関する法令(他の法令において準用する場合を含む。)
- 又は研修生に対してされる処分及び行政指導するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生七「学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成
- は婦人補導院において、収容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導八善刑務所、少年刑務所、拘置所、留置施設、海上保安留置施設、少年院、少年鑑別所又
- してされる処分及び行政指導地方公務員をいう。以下同じ。)又は公務員であった者に対してその職務又は身分に関め方公務員及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第一項に規定する人、公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家
- 十 外国人の出入国、難民の認定又は帰化に関する処分及び行政指導
- 十一 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分
- る裁定その他の処分(その双方を名宛人とするものに限る。)及び行政指導十二 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされ
- めに行使すべき権限を法律上直接に与えられたその他の職員によってされる処分及び可能性のある現場において警察官若しくは海上保安官又はこれらの公益を確保するた十三 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し又は発生する

- の目的としてされる処分及び行政指導-四 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接-四
- **型分** 十五 審査請求、再調査の請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の
- 手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導十六 前号に規定する処分の手続又は第三章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の
- **4 次に掲げる命令等を定める行為については、第六章の規定は、適用しない。**
- 一 恩赦に関する命令

法律の施行期日について定める政令

- **一 命令又は規則を定める行為が処分に該当する場合における当該命令又は規則**
- 四 法律の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する命令又は
- 公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める命令等
- て、又は命令等を定める機関の判断により公にされるもの以外のもの六、審査基準、処分基準又は行政指導指針であって、法令の規定により若しくは慣行とし
- 六章までの規定は、適用しない。六章までの規定は、適用しない。一次章がら第ものに限る。)並びに地方公共団体の機関が命令等を定める行為については、次章から第の機関に対する届出(前条第七号の通知の根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。)及び行政指導、地方公共団体の機関に置かれているものに限る。)及び行政指導、地方公共団体の機関がする処分(その根3 第一項各号及び前項各号に掲げるもののほか、地方公共団体の機関がする処分(その根3 第一項各号及び前項各号に掲げるもののほか、地方公共団体の機関がする処分(その根3 第一項各号及び前項各号に掲げるもののほか、地方公共団体の機関がする処分(その根3 第一項各号及び前項各号に掲げるもののほか、地方公共団体の機関がする処分(その根3 第一項各号及び前項各号に掲げるもののほか、地方公共団体の機関がする処分(その根3 第一項各号及び前項各号に掲げるもののほか、地方公共団体の機関がする処分(その根3 第一項各号及び前項各号に掲げるもののほか、地方公共団体の機関がする処分(その根3 第一項各号及び前項各号に掲げるもののになる。)

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

- きこととされているものに限る。)については、この法律の規定は、適用しない。これらの機関又は団体がする届出(これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべがその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。)及び行政指導並びに第四条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分(これらの機関又は団体
- る処分を除く。)については、次章及び第三章の規定は、適用しない。 可を取り消す処分又は当該法人の役員若しくは当該法人の業務に従事する者の解任を命ず律の特別の規定に基づいてされるもの(当該法人の解散を命じ、若しくは設立に関する認2 次の各号のいずれかに該当する法人に対する処分であって、当該法人の監督に関する法
- **一 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立**

された法人

その行う業務が国又は地方公共団体の行政運営と密接な関連を有するものとして政令一特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、

て気める法人

- 4 次に掲げる命令等を定める行為については、第六章の規定は、適用しない。
- ... 国又は地方公共団体の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める命令
- 二 皇室典範(昭和二十二年法律第三号)第二十六条の皇統譜について定める命令等
- 試験について定める命令等 一 公務員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに公務員の間における競争
- 四 国又は地方公共団体の予算、決算及び会計について定める命令等(入札の参加者の資四 国又は地方公共団体の予算、決算及び会計について定める命令等であって、これらの行為の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定める命令等を除く。)並びに国又は地方公共団体の財産及び物品の管について定める命令等であって、これらの行為の相手方又は相手方になろうとするについて定める命令等であって、これらの行為の相手方又は相手方になろうとする格、入札保証金その他の国又は地方公共団体の契約の相手方又は相手方になろうとする格、入札保証金その他の国又は地方公共団体の契約の相手方又は相手方になろうとする者にのいて定める命令等(入札の参加者の資四 国又は地方公共団体の予算、決算及び会計について定める命令等(入札の参加者の資
- **五 会計検査について定める命令等**
- 処分に係る命令等を含む。)

 の分に係る命令等を含む。)

 の分に係る命令等(第一項の規定によりこの法律の規定を適用しないこととされるでついて定める命令等(第一項の規定によりこの法律の規定を適用しないこととされるは相互間の関係その他の国と地方公共団体との関係及び普通地方公共六 国の機関相互間の関係について定める命令等並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六 国の機関相互間の関係について定める命令等並びに地方自治法(昭和二十二年法律第
- しくはこれらの法人の業務に従事する者の解任を命ずる処分に係る命令等を除く。)人の解散を命じ、若しくは設立に関する認可を取り消す処分又はこれらの法人の役員若運営及び管理について定める命令等(これらの法人に対する処分であって、これらの法七 第二項各号に規定する法人の役員及び職員、業務の範囲、財務及び会計その他の組織、

第二章

申請に対する処分

者 耆 麦 瓊

第五条
行政庁は、審査基準を定めるものとする。

- 的なものとしなければならない。
 2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体
- ならない。 機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければ3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている

(標準処理期間

ける備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。 常要すべき標準的な期間(法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされ第一条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされ第六条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通

(申請に対する審査、応答)

(理由の提示)

- 足りる。

 「というでは、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者により求められた許認がし、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認第八条(行政庁は、申請により求められた許認の等を拒否する処分をする場合は、申請者によりる。
- ならない。 2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければ

(情報の提供)

する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。第九条「行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対

に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。 2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類

(公聴会の開催等)

なければならない。
の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めの開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努め当該法令において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会第十条 行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが

(複数の行政庁が関与する処分)

- ての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。れた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについ第十一条(行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からさ
- する。
 をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとをとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものと複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について

第三章 不利益処分

第一節 通

(処分の基準)

- 第十二条 行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならな
- 体的なものとしなければならない。

 2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具

(不利益処分をしようとする場合の手続)

- める意見陳述のための手続を執らなければならない。の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定第十三条(行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章
- 次のいずれかに該当するとき 聴聞
- イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。
- をしようとするとき。
 ローイに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分
- を命ずる不利益処分をしようとするとき。の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名ハー名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人

- 二 イからハまでに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。
- 二 前号イから二までのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与
- 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

2

- 客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。 判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁一 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に
- て確認されたものをしようとするとき。ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によっいて、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命いて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合におに譲った。施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いにつ
- 取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。四の納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の
- で定める処分をしようとするとき。 るため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして政令五 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであ

(不利益処分の理由の提示)

- 迫った必要がある場合は、この限りでない。 益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し第十四条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利
- 間内に、同項の理由を示さなければならない。きその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったと
- 3 不利益処分を書面でするときは、前二項の理由は、書面により示さなければならない。

第二節 聴聞

- (聴聞の通知の方式)
- ければならない。
 いて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しな第十五条(行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をお
- 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

- 二 不利益処分の原因となる事実
- 三 聴聞の期日及び場所
- 四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- 2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。
- ことができること。
 いう。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出する一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」と
- 求めることができること。
 一 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を
- (代理し)<
- る。 ものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができ第十六条 前条第一項の通知を受けた者(同条第三項後段の規定により当該通知が到達した
- 2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 政庁に届け出なければならない。 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行

(参加人

- 聞に関する手続に参加することを許可することができる。「関係人」という。)に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(同条第二項第六号においてあると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる法令に照らし第十七条 第十九条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要が
- 代理人を選任することができる。 2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者(以下「参加人」という。)は、
- て、同条第二項及び第四項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。3 前条第二項から第四項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合におい

- 正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 人(以下この条及び第二十四条第三項において「当事者等」という。)は、聴聞の通知が 人(以下この条及び第二十四条第三項において「当事者等」という。)は、聴聞の通知が 第十八条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加
- 閲覧を更に求めることを妨げない。 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の
- (聴聞の主宰) (聴聞の主宰) (では、前二項の閲覧について日時及び場所を指定することができる)
- 第十九条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する。
- ・・「夜頭門)におきにはきて、一次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。
- 一 当該聴聞の当事者又は参加人

2

- 一 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
- 三 第一号に規定する者の代理人又は次条第三項に規定する補佐人
- 四 前三号に規定する者であった者
- **五 第一号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監**

督人

六 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方式)

- 並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、
- 明を求めることができる。 し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対
- 審理を行うことができる。
 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における
- **聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開し**

6

ない。

(陳述書等の提出)

日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。第二十一条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期

3

(続行期日の指定)

- 認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。第二十二条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると
- 加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。 場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び
- 3 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明し3 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、同条第三項中「不利」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

- までである。 「見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができがつ、第二十一条第一項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参いつ、第二十一条第一項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参第二十三条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、

(聴聞調書及び報告書)

ければならない。 利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかな第二十四条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不

- 行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。 2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が
- に行政庁に提出しなければならない。 張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第一項の調書ととも 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主
- **(聴聞の再開)** 4 当事者又は参加人は、第一項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。
- (聴聞を経てされる不利益処分の決定)

 ことができる。第二十二条第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。主宰者に対し、前条第三項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずる第二十五条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、
- ない。
 び同条第三項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければなら第二十六条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第二十四条第一項の調書の内容及

(審査請求の制限

できない。
第二十七条 この節の規定に基づく処分又はその不作為については、審査請求をすることが

(役員等の解任等を命ずる不利益処分をしようとする場合の聴聞等の特例)

- し又は除名すべきこととされている者に限る。)は、同項の通知を受けた者とみなす。役員、名あて人の業務に従事する者又は名あて人の会員である者(当該処分において解任一項の通知があった場合におけるこの節の規定の適用については、名あて人である法人の第二十八条 第十三条第一項第一号ハに該当する不利益処分に係る聴聞において第十五条第

第三節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

- 下「弁明書」という。)を提出してするものとする。第二十九条「弁明は、行政庁が口頭ですることを認めたときを除き、弁明を記載した書面(以
- 2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

- げる事項を書面により通知しなければならない の日時)までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、そ
- 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
- 不利益処分の原因となる事実
- 並びに出頭すべき日時及び場所 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨

(聴聞に関する手続の準用)

第三十一条第十五条第三項及び第十六条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。 号及び第四号」とあるのは「同条第三号」と、第十六条第一項中「前条第一項」とあるの 条第三項後段」と読み替えるものとする。 は「第三十条」と、「同条第三項後段」とあるのは「第三十一条において準用する第十五 この場合において、第十五条第三項中「第一項」とあるのは「第三十条」と、「同項第三

第四章 行政指導

(行政指導の一般原則)

- 第三十二条 行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務 任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。 又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の
- 2 益な取扱いをしてはならない。 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利

(申請に関連する行政指導)

- 第三十三条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。 者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導 (許認可等の権限に関連する行政指導)
- 相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない 導にあっては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより 当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する行政機関が

(行政指導の方式

- 第三十五条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並 びに責任者を明確に示さなければならない。
- 2行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は

に掲げる事項を示さなければならない。 許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次

- 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- 前号の条項に規定する要件
- 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由
- 3 限り、これを交付しなければならない。 た書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前二項に規定する事項を記載し
- 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない

4

- 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの
- の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機に よる情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と 既に文書(前項の書面を含む。)又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人

同一の内容を求めるもの

(複数の者を対象とする行政指導)

第三十六条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導 つ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。 をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、行政指導指針を定め、か

(行政指導の中止等の求め)

- 第三十六条の二 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律 指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるとき 該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政 は、この限りでない。 合しないと思料するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当 に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適
- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない

申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

- 当該行政指導の内容
- 当該行政指導がその根拠とする法律の条項
- 四 前号の条項に規定する要件
- 五. 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- その他参考となる事項
- 3 当該行政機関は、第一項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行

他必要な措置をとらなければならない。
政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その

第四章の二 処分等の求め

2

- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
- 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 法令に違反する事実の内容
- 三 当該処分又は行政指導の内容
- 四 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- 五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- ハ その他参考となる事項
- らない。
 い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければな3 当該行政庁又は行政機関は、第一項の規定による申出があったときは、必要な調査を行

第五章 届出

(届出)

すべき手続上の義務が履行されたものとする。が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をいることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出第三十七条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されて

第六章 意見公募手続等

(命令等を定める場合の一般原則)

- うにしなければならない。 に当たっては、当該命令等がこれを定める根拠となる法令の趣旨に適合するものとなるよ当該命令等の立案をする各大臣。以下「命令等制定機関」という。)は、命令等を定める第三十八条 命令等を定める機関(閣議の決定により命令等が定められる場合にあっては、
- 正を確保するよう努めなければならない。経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該命令等の内容について検討を加え、その適2 命令等制定機関は、命令等を定めた後においても、当該命令等の規定の実施状況、社会

思見公募手続)

- 下「意見提出期間」という。)を定めて広く一般の意見を求めなければならない。かじめ公示し、意見(情報を含む。以下同じ。)の提出先及び意見の提出のための期間(以等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)及びこれに関連する資料をあら第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案(命令
- ればならない。 当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなけ当該命令等の題名及び当該命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、
- なければならない。 第一項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して三十日以上で
- 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

4

- 見公募手続」という。)を実施することが困難であるとき。
 一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続(以下「意
- 施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき。 算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の二 納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の
- うとするとき。 定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めよ三 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算
- 五 他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等を定め
- 止をしようとするとき。
 七 命令等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該命令等の廃
- 、他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を

めようとするとき。 実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定

(意見公募手続の特例)

- 命令等の案の公示の際その理由を明らかにしなければならない。 わらず、三十日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第三項の規定にかか第四十条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合において、三十日以上の意見提
- このでは、同条第一項の規定にかかわらず、自ら意見公募手続を実施することを要しな号に該当する場合を除く。)において、当該委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施2 命令等制定機関は、委員会等の議を経て命令等を定めようとする場合(前条第四項第四2 命令等制定機関は、委員会等の議を経て命令等を定めようとする場合(前条第四項第四

(意見公募手続の周知等)

手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとする。 要に応じ、当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募第四十一条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めるに当たっては、必

(提出意見の考慮)

出意見」という。)を十分に考慮しなければならない。 出期間内に当該命令等制定機関に対し提出された当該命令等の案についての意見(以下「提第四十二条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定める場合には、意見提

(結果の公示等)

- 時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。令等の公布(公布をしないものにあっては、公にする行為。第五項において同じ。)と同第四十三条(命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命
- 命令等の題名
- 一 命令等の案の公示の日
- 三 提出意見(提出意見がなかった場合にあっては、その旨)
- 異を含む。) 及びその理由 選出意見を考慮した結果(意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差
- その他の適当な方法により公にしなければならない。は、当該公示の後遅滞なく、当該提出意見を当該命令等制定機関の事務所における備付けえて、当該提出意見を整理又は要約したものを公示することができる。この場合において、命令等制定機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第三号の提出意見に代
- **3** 命令等制定機関は、前二項の規定により提出意見を公示し又は公にすることにより第三

- 部又は一部を除くことができる。 者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全
- 公示しなければならない。
 合にあっては、その旨を含む。)並びに第一項第一号及び第二号に掲げる事項を速やかに合にあっては、その旨(別の命令等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場4 命令等制定機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず命令等を定めないこととし
- 命令等の題名及び趣旨
- 一 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由

準用)

第四十四条 第四十二条の規定は第四十条第二項に該当することにより命令等制定機関が自 第四十四条 第四十二条の規定は第四十条第二項に該当することにより命令等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合について、前条第四項の規定は第四十条第二項に該当することにより命令等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで命令等を定めないこととしたとにより命令等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで命令等を定めないこととした場合について準用する。この場合において、前条第四項の規定は第四十条第二項に該当することにより命令等制定機関」とあるのは「委員会等が命令等の案について公示に準じた手続を実施しないで命令等を定める場合について、前条第一項から第三項まで等が命令等の案について公示に準じた手続を実施しないで命令等制定機関が自 等が命令等の案について公示に準じた手続を実施しないで命令等制定機関が自 等が命令等の案について公示に準じた手続を実施しないで命令等制定機関が自 等が命令等の案について公示に準じた手続を実施しないで命令等制定機関が自 第四十四条 第四十二条の規定は第四十条第二項に該当することにより命令等制定機関が自 第四十四条 第四十二条の規定は第四十条第二項に該当することにより命令等制定機関が自

公示の方法

- 行うものとする。 公示は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公示は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合を含む。)及び第五項の規定による第四十五条 第三十九条第一項並びに第四十三条第一項(前条において読み替えて準用する
- 第七章 補則 第七章 補則

(地方公共団体の措置)

第四十六条 地方公共団体は、第三条第三項において第二章から前章までの規定を適用しな

め必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るたいこととされた処分、行政指導及び届出並びに命令等を定める行為に関する手続について、

附 則 (略)

行政事件訴訟法

目次

第一章 総則(第一条—第七条

第二章 抗告訴訟

第一節 取消訴訟 (第八条—第三十五条)

第二節 その他の抗告訴訟(第三十六条―第三十八条)

第三章 当事者訴訟(第三十九条—第四十一条)

第四章 民衆訴訟及び機関訴訟(第四十二条・第四十三条)

第五章 補則(第四十四条—第四十六条)

附則

第一章 総則

(この法律の趣旨)

の定めるところによる。第一条「行政事件訴訟については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律

(行政事件訴訟)

関訴訟をいう。 第二条 この法律において「行政事件訴訟」とは、抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟及び機

(抗告訴訟)

- いう。 第三条 この法律において「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟を
- の取消しを求める訴訟をいう。
 たる行為(次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。)2 この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当
- という。)の取消しを求める訴訟をいう。に「審査請求」という。)に対する行政庁の裁決、決定その他の行為(以下単に「裁決」3 この法律において「裁決の取消しの訴え」とは、審査請求その他の不服申立て(以下単
- **有無の確認を求める訴訟をいう。** 4 この法律において「無効等確認の訴え」とは、処分若しくは裁決の存否又はその効力の
- ついての違法の確認を求める訴訟をいう。相当の期間内に何らかの処分又は裁決をすべきであるにかかわらず、これをしないことに5 この法律において「不作為の違法確認の訴え」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、
- 分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟をいう。 6 この法律において「義務付けの訴え」とは、次に掲げる場合において、行政庁がその処

- れないとき。 た場合において、当該行政庁がその処分又は裁決をすべきであるにかかわらずこれがさ二 行政庁に対し一定の処分又は裁決を求める旨の法令に基づく申請又は審査請求がされ
- はならない旨を命ずることを求める訴訟をいう。にかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分又は裁決をして、この法律において「差止めの訴え」とは、行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでない

(当事者訴訟)

いう。 もの及び公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の公法上の法律関係に関する訴訟をもの及び公法上の法律関係に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とする第四条 この法律において「当事者訴訟」とは、当事者間の法律関係を確認し又は形成する

(民衆訴訟)

で提起するものをいう。
為の是正を求める訴訟で、選挙人たる資格その他自己の法律上の利益にかかわらない資格第五条。この法律において「民衆訴訟」とは、国又は公共団体の機関の法規に適合しない行

(機関訴訟)

存否又はその行使に関する紛争についての訴訟をいう。第六条 この法律において「機関訴訟」とは、国又は公共団体の機関相互間における権限の

(この法律に定めがない事項)

第二章 抗告訴訟 第二章 抗告訴訟に関し、この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例による。

第一節 取消訴訟

(処分の取消しの訴えと審査請求との関係)

- い旨の定めがあるときは、この限りでない。の審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができなの審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができな りっぱいても、直ちに提起することを妨げない。ただし、法律に当該処分について第八条 処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることがで
- 分の取消しの訴えを提起することができる。2 前項ただし書の場合においても、次の各号の一に該当するときは、裁決を経ないで、処
- 一 審査請求があつた日から三箇月を経過しても裁決がないとき。
- 一 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要が

2012

- 三 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- がないときは、その期間を経過するまで)、訴訟手続を中止することができる。その審査請求に対する裁決があるまで(審査請求があつた日から三箇月を経過しても裁決3 第一項本文の場合において、当該処分につき審査請求がされているときは、裁判所は、

(原告適格

- て回復すべき法律上の利益を有する者を含む。)に限り、提起することができる。期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者(処分又は裁決の効果が第九条 処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え(以下「取消訴訟」という。)は、当

(取消しの理由の制限)

- 求めることができない。 第十条 取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを
- て取消しを求めることができない。
 提起することができる場合には、裁決の取消しの訴えにおいては、処分の違法を理由とし
 2 処分の取消しの訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えとを

(被告適格等)

5

- 者を被告として提起しなければならない。場合には、取消訴訟は、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める場合には、取消訴訟は、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める第十一条 処分又は裁決をした行政庁(処分又は裁決があつた後に当該行政庁の権限が他の
- 一 処分の取消しの訴え 当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体
- 一 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行政庁の所属する国又は公共団体
- 行政庁を被告として提起しなければならない。2 処分又は裁決をした行政庁が国又は公共団体に所属しない場合には、取消訴訟は、当該

- じてそれぞれ当該各号に定める行政庁を記載するものとする。
 訴状には、民事訴訟の例により記載すべき事項のほか、次の各号に掲げる訴えの区分に応4 第一項又は前項の規定により国又は公共団体を被告として取消訴訟を提起する場合には、
- 一 処分の取消しの訴え 当該処分をした行政庁
- 二 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行政庁
- 当該各号に定める行政庁を明らかにしなければならない。には、被告は、遅滞なく、裁判所に対し、前項各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ5 第一項又は第三項の規定により国又は公共団体を被告として取消訴訟が提起された場合
- 団体を被告とする訴訟について、裁判上の一切の行為をする権限を有する。6 処分又は裁決をした行政庁は、当該処分又は裁決に係る第一項の規定による国又は公共

日排)

- をした行政庁の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。 第十二条 取消訴訟は、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又は処分若しくは裁決
- 2 土地の収用、鉱業権の設定その他不動産又は特定の場所に係る処分又は裁決についての
- 3 又肖斥公よ、当亥心分又よ烖抉て関ンド客り心理で当こつと下及了攻幾周り所臣也りま取消訴訟は、その不動産又は場所の所在地の裁判所にも、提起することができる。
- 判所にも、提起することができる。
 3 取消訴訟は、当該処分又は裁決に関し事案の処理に当たつた下級行政機関の所在地の裁
- いう。)にも、提起することができる。管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所(次項において「特定管轄裁判所」と政法人若しくは別表に掲げる法人を被告とする取消訴訟は、原告の普通裁判籍の所在地を4 国又は独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行
- 第三項までに定める裁判所に移送することができる。申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は第一項からしている場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けしている場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受け判所に事実上及び法律上同一の原因に基づいてされた処分又は裁決に係る抗告訴訟が係属前項の規定により特定管轄裁判所に同項の取消訴訟が提起された場合であつて、他の裁

(関連請求に係る訴訟の移送)

訟とが各別の裁判所に係属する場合において、相当と認めるときは、関連請求に係る訴訟第十三条 取消訴訟と次の各号の一に該当する請求(以下「関連請求」という。)に係る訴

等裁判所であるときは、この限りでない。移送することができる。ただし、取消訴訟又は関連請求に係る訴訟の係属する裁判所が高の係属する裁判所は、申立てにより又は職権で、その訴訟を取消訴訟の係属する裁判所に

- 一当該処分又は裁決に関連する原状回復又は損害賠償の請求
- 一 当該処分とともに一個の手続を構成する他の処分の取消しの請求
- 三 当該処分に係る裁決の取消しの請求
- 四 当該裁決に係る処分の取消しの請求
- 五 当該処分又は裁決の取消しを求める他の請求
- 六 その他当該処分又は裁決の取消しの請求と関連する請求

(出割期間)

- 提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。第十四条(取消訴訟は、処分又は裁決があつたことを知つた日から六箇月を経過したときは、
- ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
 2 取消訴訟は、処分又は裁決の日から一年を経過したときは、提起することができない。
- でない。 処分又は裁決につき審査請求をすることができるい。ただし、正当な理由があるときは、この限りる取消訴訟は、その審査請求をした者については、前二項の規定にかかわらず、これに対る取消訴訟は、その審査請求をした者については、前二項の規定にかかわらず、これに対ることができる旨を教示した場合において、審査請求があつたときは、処分又は裁決に係ることができる旨を教示した場合において、審査請求があつたときは、処分又は裁決に係

(被告を誤つた訴えの救済)

- ことができる。

 つたときは、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、被告を変更することを許す第十五条 取消訴訟において、原告が故意又は重大な過失によらないで被告とすべき者を誤
- 2 前項の決定は、書面でするものとし、その正本を新たな被告に送達しなければならない。
- 最初に訴えを提起した時に提起されたものとみなす。
 3 第一項の決定があつたときは、出訴期間の遵守については、新たな被告に対する訴えは、
- なす。
 4 第一項の決定があつたときは、従前の被告に対しては、訴えの取下げがあつたものとみ
- 5 第一項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 第一項の申立てを却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- なければならない。
 2 上訴審において第一項の決定をしたときは、裁判所は、その訴訟を管轄裁判所に移送し

請求の客観的併合)

- 第十六条 取消訴訟には、関連請求に係る訴えを併合することができる。

共同訴訟)

- 求と関連請求とである場合に限り、共同訴訟人として訴え、又は訴えられることができる。第十七条 数人は、その数人の請求又はその数人に対する請求が処分又は裁決の取消しの請
- 前項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

(第三者による請求の追加的併合)

- (原告による請求の追加的併合)
 て、当該取消訴訟が高等裁判所に係属しているときは、第十六条第二項の規定を準用する。告として、関連請求に係る訴えをこれに併合して提起することができる。この場合におい第十八条 第三者は、取消訴訟の口頭弁論の終結に至るまで、その訴訟の当事者の一方を被
- いるときは、第十六条第二項の規定を準用する。合して提起することができる。この場合において、当該取消訴訟が高等裁判所に係属して第十九条 原告は、取消訴訟の口頭弁論の終結に至るまで、関連請求に係る訴えをこれに併
- 規定の例によることを妨げない。

 2 前項の規定は、取消訴訟について民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第百四十三条の
- は、裁決の取消しの訴えを提起した時に提起されたものとみなす。せず、また、その提起があつたときは、出訴期間の遵守については、処分の取消しの訴えを第十六条第二項の規定にかかわらず、処分の取消しの訴えの被告の同意を得ることを要求を棄却した裁決の取消しの訴えに併合して提起する場合には、同項後段において準用す第二十条 前条第一項前段の規定により、処分の取消しの訴えをその処分についての審査請

(国又は公共団体に対する請求への訴えの変更)

- 定をもつて、訴えの変更を許すことができる。は、請求の基礎に変更がない限り、口頭弁論の終結に至るまで、原告の申立てにより、決国又は公共団体に対する損害賠償その他の請求に変更することが相当であると認めるとき第二十一条 裁判所は、取消訴訟の目的たる請求を当該処分又は裁決に係る事務の帰属する
- 2 前項の決定には、第十五条第二項の規定を準用する。
- 及び損害賠償その他の請求に係る訴えの被告の意見をきかなければならない。 3 裁判所は、第一項の規定により訴えの変更を許す決定をするには、あらかじめ、当事者

- 4 訴えの変更を許す決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- 5 訴えの変更を許さない決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(第三者の訴訟参加

- 第二十二条 ることができる。 くはその第三者の申立てにより又は職権で、決定をもつて、その第三者を訴訟に参加させ 裁判所は、 訴訟の結果により権利を害される第三者があるときは、当事者若し
- 2 ばならない。 裁判所は、前項の決定をするには、あらかじめ、当事者及び第三者の意見をきかなけれ
- 3 とができる。 第一項の申立てをした第三者は、その申立てを却下する決定に対して即時抗告をするこ
- 4 第三項までの規定を準用する。 第一項の規定により訴訟に参加した第三者については、民事訴訟法第四十条第一項から
- 5 項及び第四項の規定を準用する。 第一項の規定により第三者が参加の申立てをした場合には、民事訴訟法第四十五条第三

(行政庁の訴訟参加

- 第二十三条 裁判所は、処分又は裁決をした行政庁以外の行政庁を訴訟に参加させることが をもつて、その行政庁を訴訟に参加させることができる。 必要であると認めるときは、当事者若しくはその行政庁の申立てにより又は職権で、決定
- 2 ければならない。 裁判所は、前項の決定をするには、あらかじめ、当事者及び当該行政庁の意見をきかな
- 3 び第二項の規定を準用する。 第一項の規定により訴訟に参加した行政庁については、民事訴訟法第四十五条第一項及

(釈明処分の特則)

- 第二十三条の二 裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、 掲げる処分をすることができる。 次に
- の記録を除く。)であつて当該行政庁が保有するものの全部又は一部の提出を求めるこ 実その他処分又は裁決の理由を明らかにする資料(次項に規定する審査請求に係る事件 又は裁決の内容、処分又は裁決の根拠となる法令の条項、処分又は裁決の原因となる事 被告である国若しくは公共団体に所属する行政庁又は被告である行政庁に対し、処分
- 一 前号に規定する行政庁以外の行政庁に対し、同号に規定する資料であつて当該行政庁 が保有するものの全部又は一部の送付を嘱託すること。
- 2裁判所は、処分についての審査請求に対する裁決を経た後に取消訴訟の提起があつたと

きは、次に掲げる処分をすることができる。

- を求めること。 審査請求に係る事件の記録であつて当該行政庁が保有するものの全部又は一部の提出 被告である国若しくは公共団体に所属する行政庁又は被告である行政庁に対し、当該
- 行政庁が保有するものの全部又は一部の送付を嘱託すること。 前号に規定する行政庁以外の行政庁に対し、同号に規定する事件の記録であつて当該

(職権証拠調べ)

第二十四条 ただし、その証拠調べの結果について、当事者の意見をきかなければならない 裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、証拠調べをすることができる。

(執行停止)

- 第二十五条 処分の取消しの訴えの提起は、処分の効力、 処分の執行又は手続の続行を妨げ
- 2 手続の続行の停止によつて目的を達することができる場合には、することができない。 行停止」という。)をすることができる。ただし、処分の効力の停止は、処分の執行又は 決定をもつて、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止(以下「執 より生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、申立てにより、 処分の取消しの訴えの提起があつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行に
- 3 回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質を も勘案するものとする。 裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の
- 4 由がないとみえるときは、することができない。 執行停止は、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理
- 第二項の決定は、疎明に基づいてする。

5

- 6 の意見をきかなければならない。 第二項の決定は、口頭弁論を経ないですることができる。ただし、あらかじめ、当事者
- 7 第二項の申立てに対する決定に対しては、即時抗告をすることができる
- 8 第二項の決定に対する即時抗告は、その決定の執行を停止する効力を有しない。

(事情変更による執行停止の取消し)

- 第二十六条 執行停止の決定が確定した後に、その理由が消滅し、その他事情が変更したと ができる きは、裁判所は、相手方の申立てにより、決定をもつて、執行停止の決定を取り消すこと
- での規定を準用する 前項の申立てに対する決定及びこれに対する不服については、前条第五項から第八項ま

(内閣総理大臣の異議)

- 異議を述べることができる。執行停止の決定があつた後においても、同様とする。第二十七条 第二十五条第二項の申立てがあつた場合には、内閣総理大臣は、裁判所に対し、
- 2 前項の異議には、理由を附さなければならない。
- の正ち。 又は手続を続行しなければ、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのある事情を示すも3 前項の異議の理由においては、内閣総理大臣は、処分の効力を存続し、処分を執行し、
- 執行停止の決定をしているときは、これを取り消さなければならない。 4 第一項の異議があつたときは、裁判所は、執行停止をすることができず、また、すでに
- べなければならない。 だし、その決定に対する抗告が抗告裁判所に係属しているときは、抗告裁判所に対して述5 第一項後段の異議は、執行停止の決定をした裁判所に対して述べなければならない。た
- 異議を述べたときは、次の常会において国会にこれを報告しなければならない。6 内閣総理大臣は、やむをえない場合でなければ、第一項の異議を述べてはならず、また、
- 所とする。第二十八条(執行停止又はその決定の取消しの申立ての管轄裁判所は、本案の係属する裁判(執行停止等の管轄裁判所)

(執行停止に関する規定の準用)

関する事項について準用する。第二十九条 前四条の規定は、裁決の取消しの訴えの提起があつた場合における執行停止に

(裁量処分の取消し)

限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる。第三十条「行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に

(特別の事情による請求の棄却)

- ばならない。

 この場合には、当該判決の主文において、処分又は裁決が違法であることを宣言しなけれこの場合には、当該判決の主文において、処分又は裁決が違法であることができる。とが公共の福祉に適合しないと認めるときは、裁判所は、請求を棄却することができる。賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分又は裁決を取り消すらの場合には、当該判決の利益に著しい障害を生ずる場合において、原告の受ける損害の程度、その損害の第三十一条 取消訴訟については、処分又は裁決が違法ではあるが、これを取り消すことに第三十一条 取消訴訟については、処分又は裁決が違法ではあるが、これを取り消すことに
- 3 終局判決に事実及び理由を記載するには、前項の判決を引用することができる。

ル消半決等の対力

- 第三十二条 処分又は裁決を取り消す判決は、第三者に対しても効力を有する
- 前項の規定は、執行停止の決定又はこれを取り消す決定に準用する。
- **庁その他の関係行政庁を拘束する。** 第三十三条 処分又は裁決を取り消す判決は、その事件について、処分又は裁決をした行政
- て申請に対する処分又は審査請求に対する裁決をしなければならない。により取り消されたときは、その処分又は裁決をした行政庁は、判決の趣旨に従い、改め2 申請を却下し若しくは棄却した処分又は審査請求を却下し若しくは棄却した裁決が判決
- に違法があることを理由として取り消された場合に準用する。 前項の規定は、申請に基づいてした処分又は審査請求を認容した裁決が判決により手続
- 第一項の規定は、執行停止の決定に準用する。

4

(第三者の再審の訴え)

- 定の終局判決に対し、再審の訴えをもつて、不服の申立てをすることができる。すべき攻撃又は防御の方法を提出することができなかつたものは、これを理由として、確することができない理由により訴訟に参加することができなかつたため判決に影響を及ぼ第三十四条 処分又は裁決を取り消す判決により権利を害された第三者で、自己の責めに帰
- 2 前項の訴えは、確定判決を知つた日から三十日以内に提起しなければならない。
- 3 前項の期間は、不変期間とする。
- 、。第一項の訴えは、判決が確定した日から一年を経過したときは、提起することができな

(訴訟費用の裁判の効力)

- 第二節 その他の抗告訴訟

(無効等確認の訴えの原告適格)

- (不作為の違法確認の訴えの原告適格)
- 起することができる。 第三十七条 不作為の違法確認の訴えは、処分又は裁決についての申請をした者に限り、提

(義務付けの訴えの要件等)

- 他に適当な方法がないときに限り、提起することができる。分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため第三十七条の二(第三条第六項第一号に掲げる場合において、義務付けの訴えは、一定の処
- も勘案するものとする。回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質を2 裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の
- を長事上り川盆と買ける全に長り、是己けることでである。 第一項の義務付けの訴えは、行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつ
- 4 前項に規定する法律上の利益の有無の判断については、第九条第二項の規定を集用する。 き法律上の利益を有する者に限り、提起することができる。

6

- に掲げる要件のいずれかに該当するときに限り、提起することができる。第三十七条の三(第三条第六項第二号に掲げる場合において、義務付けの訴えは、次の各号

処分をすべき旨を命ずる判決をする。

- ないこと。
 一 当該法令に基づく申請又は審査請求に対し相当の期間内に何らの処分又は裁決がされ

- 為の違法確認の訴え 第一項第一号に掲げる要件に該当する場合 同号に規定する処分又は裁決に係る不作
- 訴訟又は無効等確認の訴え 第一項第二号に掲げる要件に該当する場合 同号に規定する処分又は裁決に係る取消

- **弁論及び裁判は、分離しないでしなければならない。** 4 前項の規定により併合して提起された義務付けの訴え及び同項各号に定める訴えに係る ...
- 5 義務付けの訴えが第一項から第三項までに規定する要件に該当する場合において、同項5 義務付けの訴えが第一項から第三項までに規定する要件に該当する場合において、同項
- る。

 「第四項の規定にかかわらず、裁判所は、審理の状況その他の事情を考慮して、第三項各第四項の規定にかかわらず、裁判所は、審理の状況その他の事情を考慮して、第三項各の。

 「第四項の規定にかかわらず、裁判所は、審理の状況その他の事情を考慮して、第三項各額の。
- (差止めの訴えの要件)

 「差止めの訴えの要件)

 「差止めの訴えの要件)

 「差しめの訴えを提起することができないときに限り、提起することができる。
 「のは、処分についての審査請求がされた場合において、当該処分に係る処分の取消しの
 「第一項の義務付けの訴えのうち、行政庁が一定の裁決をすべき旨を命ずることを求める
- に適当な方法があるときは、この限りでない。 ずるおそれがある場合に限り、提起することができる。ただし、その損害を避けるため他第三十七条の四 差止めの訴えは、一定の処分又は裁決がされることにより重大な損害を生
- び性質をも勘案するものとする。回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分又は裁決の内容及2 裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の
- るにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる。 差止めの訴えは、行政庁が一定の処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求め
- められるときは、裁判所は、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずる判決その処分若しくは裁決をすることがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められ又は行政庁がその処分若しくは裁決の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分若しくは裁決をすべきでないことがの訴えに係る処分又は裁決につき、行政庁がその処分若しくは裁決をすべきでないことがの訴えに規定する法律上の利益の有無の判断については、第九条第二項の規定を準用する。

(仮の義務付け及び仮の差止め)

- て「仮の義務付け」という。)ができる。
 ででもつて、仮に行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずること(以下この条におい要があり、かつ、本案について理由があるとみえるときは、裁判所は、申立てにより、決要があり、かつ、本案について理由があるとみえるときは、裁判所は、申立てにより、決第三十七条の五 義務付けの訴えの提起があつた場合において、その義務付けの訴えに係る第三十七条の五 義務付けの訴えの提起があつた場合において、その義務付けの訴えに係る
- することができない。
 3 仮の義務付け又は仮の差止めは、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、
- 項の規定は、仮の義務付け又は仮の差止めに関する事項について準用する。4 第二十五条第五項から第八項まで、第二十六条から第二十八条まで及び第三十三条第一
- い。
 政庁は、当該仮の義務付けの決定に基づいてした処分又は裁決を取り消さなければならな
 関する第二十六条第一項の決定により仮の義務付けの決定が取り消されたときは、当該行
 前項において準用する第二十五条第七項の即時抗告についての裁判又は前項において準

(取消訴訟に関する規定の準用)

- について準用する。 十三条まで、第二十四条、第三十三条及び第三十五条の規定は、取消訴訟以外の抗告訴訟第三十八条 第十一条から第十三条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条から第二
- 提起する場合に準用する。
 効等確認の訴えをその処分についての審査請求を棄却した裁決に係る抗告訴訟に併合して、効等確認の訴えをその処分についての審査請求を棄却した裁決に係る抗告訴訟とを提起することができる場合に、第二十条の規定は、処分の無2 第十条第二項の規定は、処分の無効等確認の訴えとその処分についての審査請求を棄却2
- 等確認の訴えについて準用する。 3 第二十三条の二、第二十五条から第二十九条まで及び第三十二条第二項の規定は、無効
- 4 第八条及び第十条第二項の規定は、不作為の違法確認の訴えに準用する。

第三章 当事者訴訟

出訴の通知)

第三十九条 当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で、法令

は、当該処分又は裁決をした行政庁にその旨を通知するものとする。の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものが提起されたときは、裁判所の規定によりでの法律関係の当事者の一方を被告とするものが提起されたときは、裁判所

(出訴期間の定めがある当事者訴訟)

- ができる。 除き、正当な理由があるときは、その期間を経過した後であつても、これを提起すること第四十条 法令に出訴期間の定めがある当事者訴訟は、その法令に別段の定めがある場合を
- (抗告訴訟に関する規定の準用)第十五条の規定は、法令に出訴期間の定めがある当事者訴訟について準用する。
- する資料の提出について準用する。
 訟について、第二十三条の二の規定は当事者訴訟における処分又は裁決の理由を明らかに第四十一条 第二十三条、第二十四条、第三十三条第一項及び第三十五条の規定は当事者訴
- は、これらの訴えの併合について準用する。訴訟とが各別の裁判所に係属する場合における移送に、第十六条から第十九条までの規定2 第十三条の規定は、当事者訴訟とその目的たる請求と関連請求の関係にある請求に係る

第四章 民衆訴訟及び機関訴訟

(訴えの提起)

提起することができる。 第四十二条 民衆訴訟及び機関訴訟は、法律に定める場合において、法律に定める者に限り、

(抗告訴訟又は当事者訴訟に関する規定の準用

- 九条及び第十条第一項の規定を除き、取消訴訟に関する規定を準用する。第四十三条 民衆訴訟又は機関訴訟で、処分又は裁決の取消しを求めるものについては、第
- **六条の規定を除き、無効等確認の訴えに関する規定を準用する。** 2 民衆訴訟又は機関訴訟で、処分又は裁決の無効の確認を求めるものについては、第三十
- び第四十条第一項の規定を除き、当事者訴訟に関する規定を準用する。 3 民衆訴訟又は機関訴訟で、前二項に規定する訴訟以外のものについては、第三十九条及

牙五章 補助

(仮処分の排除)

元年法律第九十一号)に規定する仮処分をすることができない。第四十四条 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為については、民事保全法(平成

(処分の効力等を争点とする訴訟)

・ 100月1150。 力の有無が争われている場合には、第二十三条第一項及び第二項並びに第三十九条の規定第四十五条 私法上の法律関係に関する訴訟において、処分若しくは裁決の存否又はその効

- 2 第二項の規定を準用する。ただし、攻撃又は防御の方法は、当該処分若しくは裁決の存否 又はその効力の有無に関するものに限り、提出することができる。 前項の規定により行政庁が訴訟に参加した場合には、民事訴訟法第四十五条第一項及び
- 3 ができる。 その効力の有無に関する争いがなくなつたときは、裁判所は、参加の決定を取り消すこと 第一項の規定により行政庁が訴訟に参加した後において、処分若しくは裁決の存否又は
- 用の裁判について第三十五条の規定を準用する。 第一項の場合には、当該争点について第二十三条の二及び第二十四条の規定を、訴訟費

(取消訴訟等の提起に関する事項の教示)

第四十六条 行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、 該処分又は裁決の相手方に対し、 当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。 次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただ

- 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者
- 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間
- 訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨 法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの
- 2 ることができる旨の定めがある場合において、当該処分をするときは、当該処分の相手方 口頭でする場合は、この限りでない。 行政庁は、法律に処分についての審査請求に対する裁決に対してのみ取消訴訟を提起す **法律にその定めがある旨を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を**
- 3 示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。 又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教 の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものを提起することができる処分 行政庁は、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令
- 当該訴訟の被告とすべき者
- 当該訴訟の出訴期間

則 (略)

別表

(略)